

内閣參質二〇三第二二号

令和二年十二月四日

内閣總理大臣 菅 義偉

參議院議長 山東 昭子 殿

參議院議員牧山ひろえ君提出横浜地方裁判所相模原支部における合議制導入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員牧山ひろえ君提出横浜地方裁判所相模原支部における合議制導入に関する質問に対する答

弁書

一について

御指摘の「国民間の司法アクセスについての不合理な差異」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論としては、国民が司法制度をより容易に利用することができるようにするため、裁判所へのアクセスの拡充を図ることは重要であると考えている。

二の1から6までについて

政府としては、御指摘の決議、陳情及び声明について把握する立場はないが、横浜地方裁判所相模原支部において合議体である裁判の実施を求める要望がある事実は承知している。

二の7について

政府としては、御指摘の協議について把握する立場はないが、現在まで横浜地方裁判所相模原支部において合議体である裁判が実施されていない事実は承知している。

二の8について

御指摘の平成二十八年三月十六日の衆議院法務委員会における中村最高裁判所長官代理者の答弁の内容は承知している。

## 一の9について

御指摘の事実の有無については承知していない。

## 三について

御指摘の「国民が裁判所運営について検証を行える形」の意味するところが明らかではなく、これに関する「立法措置」及び「協議」についてのお尋ねにお答えすることは困難であるが、御指摘の「裁判所運営について、国民の意見を反映することが可能となるような仕組み」については、裁判所において、司法制度改革審議会が平成十三年六月に取りまとめた意見（以下「審議会意見」という。）の趣旨にのつとり、地方裁判所委員会制度の創設及び家庭裁判所委員会制度の充実といった所要の整備を進めてきたものと承知している。

## 四について

お尋ねの「定期的に裁判所の配置の見直しを行う制度」の意味するところが必ずしも明らかではないが、

裁判所の配置については、知的財産高等裁判所を設けたほかには、下級裁判所やその支部等の新設や廃止を行っていないものの、裁判所において、審議会意見の趣旨にのつとり、人口、交通事情、事件数等を考慮し、見直しに関する不斷の検討を行っているものと承知しており、政府としては、最高裁判所と必要な連携を図っている。